

令和4年度 第2回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会 次第

日時：令和5年3月28日（火）19：00～

場所：飯田市公民館3階大会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 報告、協議事項

(1) 第1回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会でいただいた主な意見の報告（10分）

(2) 飯田市の平和学習に関する全体像を踏まえた意見交換（30分）

(3) 展示パネルについて（40分）

4 その他

5 閉会

裏面あり

(1) 飯田市平和祈念館設立趣旨

飯田市は昭和五九年六月二八日に「非核平和都市宣言」を行い、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないため、平和憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を将来ともに尊重し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成を目指しています。

飯田市平和祈念館は、戦争の悲惨さや、平和の大切さを学び、戦争の現実を語り継ぐことにより、平和な社会が続くことを切望する、多くの市民の願いによって開館されました。

ここに展示・保管されている数多くの平和資料は、実際に戦争を体験された皆さんが身に着けた物や、使用していた品々です。いずれもご本人やご遺族から寄贈・寄託された貴重な資料です。

私たちは、この平和祈念館において、平和資料を通して戦時下の悲惨で過酷な状況を学ぶとともに、当地域の満蒙開拓の歴史を始めとした内外の「戦争の惨禍」の真実から、一人ひとりが「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」を考え、次世代に平和の大切さを語り継ぎます

(2) 展示内容の基本的な考え方

- * 展示内容については、飯田市が責任を負うものとする。
- * 学術研究の成果に依拠し、歴史史料としての根拠、出典が明確なものを展示する。
- * 市民が、平和の大切さや尊さについて、自ら主体的に学び、考えることができる展示内容にする。
- * 戦争の歴史を、多角的に学ぶことができる展示内容とし、戦争によって残された遺族が責められることのない展示とする。
- * 小学生から高校生までの学校での学習を基礎にして、子どもの発達段階に即して、「主体的で、対話的な、深い学び」が可能となる展示内容とする。
- * 住民との対話・交流等のコミュニケーションを継続的に深め、住民の合意を得ることが可能となる「公共空間」にふさわしい展示内容をめざす。
- * 基本的人権を尊重した展示内容とする。特に著作権の侵害がないことや、個人情報への配慮を行うものとする。

第1回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会の報告（2月21日開催）

いただいた主な意見

【祈念館の全体の印象】

- ・年表のパネルが反っているが、パネルの材質が長期間の展示に向かない物なので検討したほうがよい。
- ・開館以来展示が変わっていないということで、一部でも変更できると訪れた人にも展示が変わっていることが伝わると思う。
- ・隣接する図書館と連携した展示にしてはどうか。

【見学のしやすさ（導線や展示の流れなど）】

- ・導線に関してパネルが両側にあるとどのように見たらいいのかわからない。矢印など視点の誘導や、ユニバーサルデザインを認識した展示があるといい。
- ・年表の向きが入口から入ると逆になってしまっている。

【展示解説のわかりやすさ】

- ・展示の全体の流れとして世界恐慌のあたりで、「日本がどういった形で戦争に向かっていくか」ということを理解したうえで、下伊那の状況に目を向けることができれば、子ども達は「世界のことから地域のことへ」という形で学習の理解が進むと思う。
- ・「戦争のない世界へ」のセクションを充実させてはどうか。飯田下伊那で、戦争時代を必死に生き抜いた、実際に戦地に赴いた人、あるいは飯田での戦時下の暮らし、そういった具体的な展示を見たあと、結局その後どうなったのかとなる展示がいい。
- ・総論的に説明する展示が先になく、トピック的なパネルを見せられてもわからない。他の平和祈念館等を参考によりよい展示にできると良いと思う。
- ・漢字が難しいためルビや解説を付け加えた方がいい。

【展示内容】

- ・731部隊の遺品が展示されているが、説明が無いとどのようなことかわからない。
- ・731部隊がどのような部隊なのか裁判所の判決で事実認定されている。また、国会の答弁については、政府の公文書としては存在しないと知っている。731部隊に関する展示内容は、そういったことを踏まえて教育委員会で判断を進めていただきたい。
- ・子どもたちにとって戦争時代を自分事に捉えて考えることができるか。そのアプローチは難しい。博物館の展示の在り方も時代と共に変わってきている。残虐なものをそのまま展示するだけで、その事実をちゃんと受け止められて考えることができるか。分かりやすく解きほぐしていくことが必要だと思う。
- ・触ることができる平和資料（例えば大砲の弾のような重いもの）を持たせて体験させるなど、聞くだけでは得ることのできない深い知識の取得に繋げることができる可能性がある。
- ・特集展示で、飯田に疎開してきた人と飯田に住んでいた人との関わりの様子等を組めたらいい。
- ・収集してあるが展示出来ていない資料が多数あるので、特集を組んで、収集してある戦時中の郵便物や教科書などを展示してみてもどうか。

【小中学校及び社会教育における学習への活用・祈念館の周知や広報のあり方】

- ・小中学校への貸出学習教材を作成してみてもどうか。
- ・人を配置し、展示のガイドや資料の教材化、パネル修復、テーマを検討し、未活用資料の活用検討。
- ・祈念館の存在をもっと市民のみなさんに知らせる取組が必要。

会議録

会議の名称及び会議の回	令和4年度第1回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会
開催日時	令和5年2月21日(火)午後7時00分～午後9時00分
開催場所	丘の上結いスクエア飯田市公民館3階大会議室
出席委員氏名(敬称略)	川島一慶、三沢亜紀、西塚洋子、小林正彦、篠原岳成、 中島正韶、田中雅孝、織田顕行、大平一真、菅沼節子、 川口充央、吉澤章、原英章
出席事務局職員	熊谷教育長、松下参与(教育次長事務取扱)、 伊藤生涯学習・スポーツ課長、 本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長、 矢澤主事
会議の概要	以下のとおり

※会議録には座長以外は発言委員氏名を掲載しません。

司会：松下参与

1 開会

ただいまから第1回平和祈念館展示・活用検討委員会を開催いたします。

2 教育長あいさつ

(熊谷教育長)

皆様こんばんは、お忙しい中、お仕事の後にお集まりをいただき誠にありがとうございます。本会議の委嘱をお願いしたところお引き受けいただき、改めて感謝を申し上げます。

この飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会は、展示の内容をより良いものにし、さらなる祈念館の活用を進めていくことを目的に、展示・活用のあり方について幅広く様々なお立場の皆さん、市民の皆さんからご意見をいただく場として、設置をさせていただきました。委員の皆様には、2年間の任期ということで、委嘱をさせていただきました。本日はご都合で、オンライン参加の方もいらっしゃいます。皆様なにとぞご協力のほどよろしく申し上げます。

この検討委員会でご協議いただく飯田市平和祈念館は、平成12年の市議会において、平和祈念館設置の請願が提出され、趣旨採択がされました。その後、散逸する平和資料の収集を開始し本年度5月19日にムトスぶらざ3階に飯田市平和祈念館を開館したものでございます。

開館にあたっては、平和資料の収集にご尽力いただきました皆さんとともに、幾度となく展示内容を協議検討してまいりました。あわせて市内小中学校の先生方、女性団体の皆様方からも、様々なご意見をいただき、そうしたご意見を踏まえ現在の展示内容を決定してまいりました。

開館後、多くの皆様に来館をいただいております。内容を評価するご意見をたくさんいただいでい

る一方で、改善点に関するご意見もいただいております。

この飯田市平和祈念館の設立趣旨の最後に次のような一文があります。

私たちはこの平和祈念館において、平和資料を通して、戦時下の悲惨で過酷な状況を学ぶとともに、当地域の満蒙開拓の歴史を始めとした内外の「戦争の惨禍」の事実から、一人ひとりが「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」を考え、次世代の平和の大切さを語り継ぎます。

この平和祈念館には、市民の皆さんの平和に対する思いが詰まっている約 1,800 点もの平和資料が保管されています。これらを次の世代を担う小学生、中学生、高校生らが平和について学ぶための入り口として活用していただき、平和の大切さをさらに語り継いでいただきたいと考えています。

今回は第 1 回ということで、平和祈念館展示・活用検討委員会の目的、役割をご確認いただきながら、実際に平和祈念館をご覧いただきまして、より良い祈念館の展示・活用につなげるための意見交換をさせていただきたいと考えております。

皆様には大変ご苦勞おかけするわけですが、本検討委員会の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようにどうぞ、よろしくお願いをいたします。

3 委嘱状交付

次第の中では、2 番に委嘱状交付という形になっておりますけれども、変則ではございますけれども委嘱状については、後ほど委嘱をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは次第の 4 番飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会の設置目的と役割、また飯田市平和祈念館の開設までの経緯と概要について、教育委員会の方から説明をさせていただきます。

4 飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会の設置目的と役割

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

改めまして、こんばんは。教育委員会生涯学習・スポーツ課の伊藤弘と申します。よろしくお願いをいたします。飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会の設置目的や役割について、ご説明させていただきますので、資料 3 ページ資料ナンバー 1 をご覧いただきたいと思います。

飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会につきまして、祈念館での学びを通して、次世代に平和の大切さを語り継いでいくという、平和祈念館の目的を果たしていくために、祈念館の展示及び活用について幅広く、様々な立場の市民の皆さんからご意見をいただくために、設置をしたものでございます。

第 2 条には委員の任務を定めておりますけれども、この検討委員会につきましては、委員の合意によって意思決定をしていくそういった会議ではございません。委員の皆様には、祈念館の展示・活用に関してそれぞれのお立場でご意見をいただきたいと思いますと思っております。

第 3 条の部分では、組織について定めております。委員の定数は、委員 15 人以内で組織するというので、2 ページに名簿の記載がありますとおり 13 人の皆さんに委員として委嘱をさせ

ていただいております。

第4条につきましては、任期を定めるものでございます。今回お願いする委員の皆様につきましては、令和6年12月31日までの2年間の任務と任期となりますのでよろしくお願いいたします。

第5条でございますが、この検討会議の開催につきましては、教育委員会の方でご案内をさせていただくという形になっており、教育委員会が必要と認める場合につきましては、委員の皆さん以外に教育委員会の方から、例えば専門的なアドバイスをいただくような場面が想定されるわけですが、そういった方を会議に出席会議に出席することを求めることができるということとなっております。

5 飯田市平和祈念館の開設までの経緯と概要について

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

それでは引き続きまして、次第5番の飯田市平和祈念館の開設までの経緯と概要についてご説明申し上げます。資料4ページをお願いいたします。資料ナンバー2が書いてある資料でございます。

平和祈念館開館までの整理でございますが、教育長のご挨拶にもありましたとおり平成12年に市議会に請願が提出され市議会において、資料の散逸や戦争体験者が亡くなっていく中、資料収集の体制作りが必要であるということや、市の遊休施設を活用できるのではないかとということで、趣旨適当という採択がされております。

平成13年度から平和資料収集委員会を設置して、戦争資料の収集をスタートしております。前回の旧飯田市公民館も含めまして、2つの施設で展示をしまいましたが、昨年5月にムトスぶらざの開館に合わせて、ムトスぶらざ3階に平和祈念館を開設しております。

2番に寄贈・寄託を受けている平和資料ということで記載がございます。平成13年度からの取組の中で、合わせて66人の方から平和資料1,795点の寄贈をいただいております。それぞれ分類ごとに、お寄せいただいた点数と、そのうち現在平和祈念館の中で展示がされている点数を記載してございます。1,795点の内126点が現在平和祈念館の中の展示として活用している状況でございます。

3番が平和祈念館の概要でございます。平和祈念館は、このムトスぶらざ3階のスペースに設けております。開館日や開館時間は年末年始を除いて、記載のとおり自由に見学がいただける、そういった施設となっております。

(1) 設立の趣旨がございます。教育長の方からも話がありましたが、平和祈念館の目的についてももう一度お話をさせていただきます。

私たちはこの平和祈念館において、平和資料を通して、戦時下の悲惨で過酷な状況を学ぶとともに、当地域の満蒙開拓の歴史を始めとした内外の「戦争の惨禍」の事実から、一人ひとりが「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」を考え、次世代の平和の大切さを語り継ぎます。

こういった目的がございますので、開館前に展示内容についても基本的な考え方をまとめてお

ります。基本的な考え方には7点記載がございます。3点目に市民が平和の大切さや尊さについて、自ら主体的に学び、考えることができる展示内容にする。

次の点4つ目でございます。戦争の歴史を、多角的に学ぶことができる展示内容とし、戦争によって残された遺族が責められることのない展示とする。

5点目であります。小学生から高校生までの学校での学習を基礎にし、子供の発達段階に即して、「主体的で、対話的な、深い学び」が可能となる展示内容とする。

6点目でございますが、住民との対話・交流等のコミュニケーションを継続的に深め、住民の合意を得ることが可能となる「公共空間」にふさわしい展示内容をめざす。ということで、本日のこの検討委員会につきましても、まさにこの部分で、皆様から多様なご意見をいただければと思っております。

5ページをお願いいたします。現在の平和祈念館の展示のテーマでございます。①から⑤まで、戦争への道から最後共生により未来の平和をとということで、このような大きなテーマに沿って展示しております。

このテーマごとの細かな内容につきましては、この後平和祈念館を見学いただきますが、平和祈念館見学時にメモ的に使っていただく資料をご用意させていただいておりますけれど、その裏に先ほど申し上げたテーマごとにもう少し細かな、どんな展示があるかというものを記載しておりますので、また合わせてご覧いただければと思います。

4番のこれまでの祈念館の活用実績でございますが、まず1つ目が団体等による祈念館の見学への説明案内でございます。これまで開館から15団体、延べ176人の方に見学案内をしております。そのうち中学校は1校という状況でございます。

(2)の平和資料の貸し出しでございます。地区公民館の文化祭等の展示として祈念館で保管をしております資料等の貸し出しを行っております。

(3)につきましては、満蒙開拓平和記念館と連携した取組ということでございます。飯田市は自治体パートナー制度に加入をしております②にございますように満蒙開拓記念館の出張パネル展示を1月の末から2月の中旬にかけて、実施をしております。

最後に参考として書いてある部分がございますけれど、祈念館の開館を契機に平和を次世代に繋ぐ取組として平和学習講座を開催しております。

戦争体験等を聞く機会の少ない高校生や若者世代を対象とした、戦争の惨禍から平和について考えることや、お互いの文化的な違いを認め合うこと、公平の社会であることなど、幅広く平和を取り上げながら、ゼミナールという形で開催をしております。今年度7回開催をしております。それぞれ延べで69人の、高校生、若者の皆さんに参加をいただいております。参加した高校生の皆さんからのアンケートの声を記載してございますので、またご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

7 会議の進め方について

委員の中から座長を選出した。

8 平和祈念館の見学

次のような視点で見学をしていただいた。

- ・平和祈念館全体の印象 ・見学のしやすさ（導線や展示の流れなど）
- ・展示内容 ・展示解説のわかりやすさ ・小中学校及び社会教育における学習への活用
- ・平和祈念館の周知や広報のあり方

9 意見交換

（座長）

それでは早速ですが、意見交換を始めます。ただいま祈念館を見学したその感想、あるいは意見等含みましてそれぞれのご意見を出していただければ、ありがたいということでもあります。全員のご発言を頂戴したいということですので、早速どうぞよろしくお願いします。

（委員）

祈念館に入ってきたところの、年表がちょっと丸くなっちゃっている、反っているの、直したいですね。あと、年表の向きを変えないと、入って行くと逆になっている感じがします。それと、もう少し短くてもいいのかなと。最初の年表はそんな感じがします。それから、正面突き当りの731部隊の説明パネルが無いと、品物が棚の中に並んでいるだけでは、あれではわからないかなというふうに思います。それから、南京の日章旗がありますけれども、その南京を占領した後どうなったのか。そのあたりの説明が無いと戦争の恐ろしさっていうのは、伝わってこないというふうに感じます。それから、飯島発言所についての説明もほとんどないので、説明も必要かなと。

それから、少し観点が違いますが、コンクリートの壁が利用されていないんですね、だから、もう少しあのコンクリートの壁も利用する必要があるのかなと。あと、体験コーナーを作るってことで準備してきたんですが、あそこの空いてる部屋を、体験コーナーにしていくと小学生、中学生あたりはいいのではないかと、というふうに思いました。それから、出たところに感想文が張り付けてありましたが、あの中にビデオを使って説明してもらおうとわかりやすくいいと、やっぱりあのテレビとかビデオを使ったものも必要かなと。あと触ってもいいものもあります。例えば、大砲の弾みたいなのを実感として、やっぱり触ってもいいものは、これは触ってもいいよって、そういう展示もできるとよりいいのかなと。それから、最初に配られたこのパンフレットについてですが、これ3月までのパンフレットと違うんですね。3月までの大型のパンフレットの中には、731部隊の説明が書いてあったんですが、これは一切ないんですよ。そのところが問題だというふうに、私たちは思っております。それから、これは静岡に行った時に感じたんですが、小学生向けの貸し出しの教材を作って、それを小中学校に貸し出して勉強してもらおうと、教材として勉強してもらおうようなものも必要かな。そんなようなことを考ました。以上です。

（座長）

ありがとうございました、続いてお願いします。

（委員）

私も、ガイドを3回ほどやったんですけど、やっぱり731部隊について説明がないので、ガイ

ドもやりにくい。現在の展示だと久保田昇さんが731部隊だったような誤解を与えてしまう。

「久保田さんは731部隊だったんですか」というのが何回かありました。説明しないとわからないので、本当に困惑しながら案内していますので、できるだけそういう問題点、基本的な問題点を早く解消していただけるといいなと思います。それから、731部隊については、パネル展示が見送られたってことがありますので、なぜ見送られたのか。その理由は教育委員会の方から、この委員会で報告してほしいなと思います。

これはあくまでも私の私見ですけど、731部隊の学問的な問題について言えば、家永教科書裁判があります。1984年に文部省の教科書検定で認められないということで全部削除されたと言うことで、第3次教科書裁判訴訟が行われて、判決が1997年に最高裁判決から出ているので、最高裁は司法の最高の判決ですから、判例としては大変重要なものであろう。そこでは、731部隊が細菌戦目的の生体解剖をやっていたということは事実認定されたわけです。そして、文部省の削除は裁量権の逸脱であるということで、国側が間違っていたということでこの部分については原告が勝利したんですね。ですから、そういう最高裁の判決が1つある。

もう1つはすでにマスコミとかでも扱われていますが、実際に細菌戦をやったと中国側の被害者の側が訴えた裁判もあったわけです。これが、1997年から99年にかけて地裁判決が2002年、ここで実際に731部隊の細菌戦が実際の戦場で行われたということは、事実認定されているわけです。これは最高裁までいって、そこで地裁判決は否定されなかった。したがって、実戦において使用されたということも司法の世界で決着がついています。細菌戦の被害者の裁判においても決着がついている。そういう面では司法の最高裁の判決で、すでに事実確認が行われておりますのでこれはやはり大事なことだろう。

一方では国側が国会答弁の方です、小泉純一郎首相が731部隊についての答弁を行っているわけですけども、それが2003年10月10日の国会答弁です。こういうふうに答弁しています「外務省、防衛省等の文書において、関東軍防易給水部等が細菌戦を行ったことを示す資料は、現時点では確認されていない」。私は大事なところは、「外務省、防衛庁等の文書において」と、つまり政府の文書では、「731部隊の存在は確認できませんよと、あるいは細菌戦もやったことを示す資料はありませんよ」と言っているわけで、だから、公文書としては、政府の公文書としては存在しないということで、これは全く司法の世界と対立するものじゃないんですよ。で、今の歴史学では公文書以外に、歴史文章、さらには特に、最近はオーラル・ヒストリーで口述史料の重要性が、歴史の世界でも大変大事にされているわけで、そういうことを考えれば、決して政府の答弁と2つの最高裁判決は全く矛盾しないということなんで、是非そのようなこれまで731部隊を巡る政府、あるいは司法の判決を振り返って今後の展示について考えてみたい。

地方自治体の展示になりますので、自治体の文化、行政はぜひ、地域、住民の公共的關係を土台にして進めていただきたい。市長は施設の整備を行い、そしてその内容については、直接介入しないという視点もあると思います。ですから、教育委員会という形で、独立委員会の所管で行えるので、ぜひ自立性を持って教育委員会が、住民の公共的關係を基盤にして判断を進めていただきたいなと思います。

自治体の文化に関する展示としては三つの方法があると思います。第一は社会教育の「住民の学習発表」という形でやるやり方、これは制度的に難しかったんだろうなと思います。社会教育

どもやりにくい。現在の展示だと久保田昇さんが731部隊だったような誤解を与えてしまう。「久保田さんは731部隊だったんですか」というのが何回かありました。説明しないとわからないので、本当に困惑しながら案内していますので、できるだけそういう問題点、基本的な問題点を早く解消していただけるといいなと思います。それから、731部隊については、パネル展示が見送られたってことがありますので、なぜ見送られたのか。その理由は教育委員会の方から、この委員会で報告してほしいなと思います。

これはあくまでも私の私見ですけど、731部隊の学問的な問題について言えば、家永教科書裁判があります。1984年に文部省の教科書検定で認められないということで全部削除されたと言うことで、第3次教科書裁判訴訟が行われて、判決が1997年に最高裁判決から出ているので、最高裁は司法の最高の判決ですから、判例としては大変重要なものであろう。そこでは、731部隊が細菌戦目的の生体解剖をやっていたということは事実認定されたわけです。そして、文部省の削除は裁量権の逸脱であるということで、国側が間違っていたということでこの部分については原告が勝利したんですね。ですから、そういう最高裁の判決が1つある。

もう1つはすでにマスコミとかでも扱われていますが、実際に細菌戦をやったと中国側の被害者の側が訴えた裁判もあったわけです。これが、1997年から99年にかけて地裁判決が2002年、ここで実際に731部隊の細菌戦が実際の戦場で行われたということは、事実認定されているわけです。これは最高裁までいって、そこで地裁判決は否定されなかった。したがって、実戦において使用されたということも司法の世界で決着がついています。細菌戦の被害者の裁判においても決着がついている。そういう面では司法の最高裁の判決で、すでに事実確認が行われておりますのでこれはやはり大事なことだろう。

一方では国側が国会答弁の方です、小泉純一郎首相が731部隊についての答弁を行っているわけですけども、それが2003年10月10日の国会答弁です。こういうふうに答弁しています「外務省、防衛省等の文書において、関東軍防易給水部等が細菌戦を行ったことを示す資料は、現時点では確認されていない」。私は大事なところは、「外務省、防衛庁等の文書において」と、つまり政府の文書では、「731部隊の存在は確認できませんよと、あるいは細菌戦もやったことを示す資料はありませんよ」と言っているわけで、だから、公文書としては、政府の公文書としては存在しないということで、これは全く司法の世界と対立するものじゃないんですよ。で、今の歴史学では公文書以外に、歴史文章、さらには特に、最近はおーラル・ヒストリーで口述史料の重要性が、歴史の世界でも大変大事にされているわけで、そういうことを考えれば、決して政府の答弁と2つの最高裁判決は全く矛盾しないということなんで、是非そのようなこれまで731部隊を巡る政府、あるいは司法の判決を振り返って今後の展示について考えてみたい。

地方自治体の展示になりますので、自治体の文化、行政はぜひ、地域、住民の公共的關係を土台にして進めていただきたい。**地方行政市長は条件施設の整備を大事にする**と行い、そして、**文化の価値に関わることについては抑制的である**というその内容については、**直接介入しない**という視点もあると思います。ですから、教育委員会という形で、独立委員会の所管で行えるので、ぜひ自立性を持って教育委員会が、住民の公共的關係を基盤にして**ですね、判断を進めて**いただきたいなと思います。

自治体の文化に関する展示としては三つの方法があると思います。第一は社会教育の「住民の

主事の裁量で、「表現の自由」を尊重してやるっていうやり方が一般論としてあるかもしれない。

第二はですね、博物館として学芸員の責任の裁量権の中でその専門家の範囲の判断で展示するというやり方もあると思います。ただ、これも財政的な措置からすれば難しいと判断されたということですね。

第三は、直接自治体が今回については判断するというので、大変難しい状況に教育委員会の皆さんもおかれたと思うんです。やり方としては、情報公開をしっかりしてそれから住民参加を進める。平和資料収集委員会の皆さんの意見も、30年にわたり歴史実績を蓄積してきたことは尊いことと思います。と同時に様々な立場の市民の意見を反映して議論を深めていただきたい。

(座長)

はい、ありがとうございました。表示していく上において、何をポイントにしながら、どういう風な方向性を持っていくか、というようなことについて、またその周辺に関わるることについてお話をいただきました。どうぞ。

(委員)

何回も見学はさせていただいているので、改めて見学をさせていただきました。で、私が思ったことなんですが、ここで持っている平和資料のうち実際には1割も出されてない。それはスペースの問題だとか、いろんな問題とかがありますので、それをなんとか活かす方法を考えると、そのそれぞれにやっぱりなんていうのかな、特集じゃないですけども、何カ月にもいっぺんとか半年にもいっぺんとかそういう感じで、例えば集団疎開に関するもの。それと一般生活だったら、それに関するもの、あるいはその戦後5年間どういう動きをしてきたとか、逆にその戦前がこういう動きだったとか、それに関するものとか、こうやっていると、郵便物だとか、そういったものをかなり持ってらっしゃいますし、教科書みたいなもの、航空隊の教科書みたいなものということですね。そんな中で特集的なもので、1つなのかなというふうに思います。全体的にはやっぱり流れがあって、大事なものの重要なものは当然行政で展示していくものだと思いますけども、そんな感じでできればなというふうに私は思いました。以上です。

(座長)

いちいちコメントをつけないと言っという喋ってしまってすいませんが、美博で始めたトピックス展っていうのがあるんですね。また、5月からずっと展示内容が変わらず、このまま行ったらもう二度三度来てもらえないわけですので、やっぱり部分的に差し替えていくとかね。あの素晴らしいご意見をありがとうございました。

(委員)

所蔵品っていうのは、1,795点ある中で、今126点が展示されているんですけど、3点基本本質的な質問で申し訳ございませんが、展示する物は日に日に変わっていくんですか。展示物はもうあのままずっと展示しているっていうのか。

(座長)

今ご意見を重ねていただいているとおり、あの差し替えていく、入れ替えていく、あるいは特別のテーマ別の展示を差し込んでいくとか、そういうふうな形で、今ある資料を有効に使っていききたいというふうなご意見ですので、それを教育委員会の方をお願いしていく。

(委員)

今まではしてなかった。

(座長)

今までは5月から一切変わってない。多少字句の修正があったかと思いますが、基本的には変わっていない。だから、それをしていきたいってことです。どうぞ。

(委員)

すみません。そもそもなんて言ったらいいのでしょうか。スペースが非常に中途半端で、入口の平和祈念館という、そのサインすらパーテーションに隠れてしまっていて、本当に何か中途半端だなという印象を受けます。それと、731部隊のことを説明するパネルもないから、示した方が良くと思います。また、年表とか地図とか、太平洋戦争のことを総論的に説明する展示が先になくて、いきなりトピックス的なパネルを見せられても理解しづらい。特に子どもたちは理解できないのではないかと思います。また、パネルに使われている漢字が難しいので、ふりがなを振るとかしないと、とても小学生には理解することが無理だろうと思います。日本全国には、いろいろな平和祈念館や資料館がありますから、そういった別の施設の展示方法を参考にして、展示内容を検討していただけたなら、より良い展示ができると思います。

(座長)

はい、続いてお願いします。

(委員)

貴重な展示品で実物を見られるっていうのがすごくありがたくて、私自身も大変勉強になりました。あの、先ほど別の委員と同じなんですけれども、やっぱりあの漢字が難しいので、やっぱりルビとか解説とか、そういったところをつけ足していくと、より一層わかりやすくなるのかなっていうことと、1番最初のところが「戦争への道」で、軍国主義っていう題で次がもう個別のものの展示というか、パネルだったので、やっぱりその内容がちょっと一致してないのかなっていうことを感じました。戦争への道、軍国主義っていうところでありましたが、世界恐慌とか、この辺りではやっぱり生糸のこととかそういったところに触れながら全体の流れ、「日本っていう国がどういった形で、戦争に向かっていくか」というところを押さえた上で、下伊那の状況そういった流れっていうものがあると、子どもたちはより、「世界のことから地域のことへ」という形で目が向いていくのかなって思うように思いました。あと導線に関しましてパネルが両側にあると、私も「どう見ていいのかな」というところで、両側に資料があると、子ども達が見にくかったりするのかなと思いますので、「矢印などで視点の誘導とかあったりとか、ユニバーサルデザイン認識したような展示があるといいのかな」なんていうふうに思いました、以上です。

(委員)

時間もあまりないと聞いていますので、私は初めてムトスぶらざの平和祈念館を見た立場で感想のような話をさせていただきます。

入り口から入って、①②③④⑤と取り上げていただいているこの展示の流れ、これはわかりやすくてよいと思います。そこに付けられているタイトルも、その展示をわかりやすく示していると思います。

ただ、今日①から⑤まで見た時に、4の「戦争のない世界へ」っていうところから後の部分の展示が充実してくるといいのかなと思いました。具体的には、年表とか人権宣言とかの展示があ

るんですけど、これだけだと非常に難しいのと、興味が持ちにくいと感じました。

だけど、私は平和祈念館として大事になってくることとして、この戦後の部分を充実させることも考えるとよいと思います。飯田下伊那で、戦争時代を必死に生き抜いた、実際に戦地に赴いた人、あるいは、飯田での戦時下の暮らし、そういう具体的な展示を見たあと、それを終えたあと、結局後どうなったのかというところがやはり大事だと思います。特に子どもたちにとっては、その戦争を経たことでどのような平和が訪れているのか、あるいはその後新たな問題はないのか、そういうことを知ることが非常に大事なかなと思います。これだけのことをした後、じゃあ今はどうなのっていうところが、展示の中で分かってくるといいのかな。そうなってくると、じゃあこういう戦時下の暮らし、戦争の恐ろしさをくぐり抜けた人たちが、戦争のない世界を願って、どんなふうになつてきているのか、進んできているのか、それについてもう少し飯田下伊那なりの視点で展示されるといいのかなと思います。身近な地域で活動している団体さんのこととか、平和を願って取り組まれたそういうものが、展示に加わっていくといいのかなと思いました。写真であってもいいと思います。

そして、今の子どもたちが、自分も平和を作るひとりなんだと、自分事として考える、そういう考えに結びつくような4番以降の展示にしていけるといいのかなという感想を持ちました。

もう1点はやはり飯田市平和祈念館となっているので、この飯田下伊那にとっての戦争とはどういうものだったとか、飯田下伊那という視点からのインパクトがもう少しあっていいのかな。

今もちょっと疎開って話がありましたけど、例えば「飯田に疎開に来た人たちのこと」というような特集の展示も私もいいなと思います。実際に飯田に疎開に来た人たちと、もともと飯田に住んでいた人たちとの関わりの様子だとか、そういったことが分かるのもいいのかなと思いました。ちょっとまとまらなくてすみません。

(座長)

色々な感想も具体的な提案として出されておりますし、またこれからの方向性というものについて、語られていたと思います。続いてお願いします。

(委員)

ただ感想ですが非常に手作り感のある展示だなと。ここら辺はもっともっと作り込むことが可能な部分だと思いますけれども、手作りの感じという展示にあり、熱意が伝わってくるのでそれはそれでいいのではないかという印象です。

まあ非常に情報量が多くて、情報過多な印象っていうのも一見すると受けられますが、ただ、やはりこの種の展示の内容というか、性格上かなり情報が欲しいでしょうから、あのくらい文字情報があってもいいんだろうと。

あとあの先ほどからご意見出ていましたけども、パネルですよ、それぞれのコーナーパネルがあって、大パネル中パネル小パネル、キャプションというような階層になっているわけですけど、そこがちょっと分かりづらいなと。やっぱりいきなりトピック的なパネルが大きいものがあるってということなので、そういう状況が整理されると内容が分かりやすくなるのかなと。あとは、入口のところに特別展示という形でありましたよね。あれは開館以来ずっと変わってないですか。そこはやっぱりあの当然変わるコーナーっていうふうに、理解してよろしいですか。そこの入り口のところで特集展示というか、特別展示というか、あそこだけ時々訪れると内容が変わって

るという印象を与えられるような場所があるのはいいんじゃないかと思いました。

最後ですけれどもパネルが、いわゆる「ハレパネ」というものを使っていますが、あれは長期的な展示には向かない物で、本当に数ヶ月しか持たないものですので、その素材等を検討していただくといいかなと思いました。

(座長)

ありがとうございました。引き続きお願いします。

(委員)

自分は展示を皆さんと一緒に見ていませんので、現在どういう状態になっているかがちょっとわからないのですが、今年の1月ぐらいに、平和祈念館を見させていただきまして、一通り見てきたのですが、私も気になったのが、入り口から入ってすぐ、奥手から手前に向かって年号のパネルが伸びていて少し見づらいなと感じました。また、提案なのですが、実際に触って体験できるコーナーがもっとあってもいいなと思っていました。火薬が抜けたあの弾丸や可動式の実銃などがあれば兵器の恐ろしさが直感的に子供でも分かってくれるのではと思っています。

またその731部隊に関してなんですが、私が高校生の時に実際に色々お話を体験者の方から聞く機会がありまして、非常に残酷な過去があったのだと高校生ながらに感じたのを今でも覚えているのですが、満蒙開拓を始めとして、日本が過去に犯してしまったことについて、自分の周りの友達や若い子たちがどれくらい知っているか聞いたことが何度かあるのですが、満蒙開拓という名前だとか、日本が戦争をやっている、他国に進軍していたってということ自体は知っている人は結構いるのですが、そこからさらに深掘りして満蒙開拓の実態や、731部隊っていう特別用意された部隊で、どのようなことが行われてきたのか、また、日本の当時の状況っていうことを詳しく知っているという人は、本当に限られ人たちになってくるのかなっていうのを感じがしているので、実際に平和を学びたい気持ちがあって、平和祈念館に来てくれるという人もいますので、その時代に日本がどういうことをしていたのかということや、戦争が起きる中でどういうことがあって、戦争があってどうなったのか、学んだことがしっかりとわかる、実感できるような場所であるべきだと思いますし、その説明する側からしても、資料が多く詳しい方がやりやすいと思います。まずは興味を持てる展示場所だとわかりやすいのかなと思っております。以上です。

(座長)

ありがとうございました、続いてお願いします。

(委員)

お願いします。1つはですね。やっぱり説明する人がいるかいないかっていうのはとても見る人にとって違ってくると思うんですね。先ほど、別の委員から説明をされたという話がありましたけど、今日の資料にあるように今まで15団体、176の方が、事前に申し込みをしたので説明をされたのだと思うんです。見学に来た人がちょっと説明を聞きたいということになった場合に、公民館の中に説明してくれる人がいれば行って説明することができます。特に子どもたちには説明をしないとわからない。書いてある字を見てもよくわかんない、いやになってしまうっていうような子どもさんもあるんじゃないか。説明を受けながら回れば、受け止めが全然違うと思います。それから、731部隊のことなんですけど、今の展示を見てですね。平和の大切や尊さに

ついて学んで、自分に何ができるかって考えるというところまでいく人が、あれを見てどのぐらいいるだろうか。「これは何かな？」ぐらいで終わってしまう場合が多いんじゃないかと思います。やはりそこにある物だけ見ても、これがどれほど痛切な物であったかという、その物語ですね。そこがわからないと感動とか、受け止めてっていうのがないと思います。やはり731部隊がどういうものであったかという説明が必要です。731部隊は全部証拠隠滅してしまったから、日本中に731部隊の物がないのが当たり前なんです、ここにしかないんですよ。そういう、貴重なものである。そして、それを密かに見つければ命が亡くなるようなところで持ち帰ったというこの切実さ、そういうものがわかった上で、あれを見るのと見ないのでは、全然違った受け止めになるということがあるんじゃないかと思います。そういう設立趣旨に沿うような展示になるように、ぜひお願いしたいということです。それからもう1つ、出口でアンケート等もされているわけです。それで、今後より良いものにしていくために、今までどんなアンケートが出ているか。あるいは、教育委員会とか市長宛てにですね。そういう市民からの手紙も来ているのがあるかもしれません。そういう手紙なども、ぜひこの委員会の方へ、出していただいて参考にしていきたいと思います。以上です。

(座長)

あの、具体的な要望も出ておりますので、それは後でまとめてお答えをいただくのと、あのアンケートについては、この後お話があるかと思います。続いてお願いします。

(委員)

本当に苦労されて収集されて、より多くの方に平和を伝えていきたいというそのお気持ちはひしひしと伝わってまいりました。そのもちろん配置のことや、それからストーリー性を持たせるということ、熟慮されながら取捨選択し、たくさん残っている資料をどのように活用するかということも、本当に考え開館の運びになったのだと思います。ただ先ほども申し上げたように、この全ての資料をどのように活用していくかっていうことが少し今後の課題でもあり、物理的にあの場所も狭い中でいかに、小中学生それから、一般の方々に、どのように伝えるかって、本当にあの難しい雲を掴むようなお話だと思うんです。例えば、小中学生だったら先ほどあのおっしゃられたように、もう少し聞かなければわからないとかその説明注釈をつける。例えば、思想善導というような言葉が入っていたんですけれどもその注釈をつける。特定の方の最小公倍数を取って分かりやすい説明で、なおかつ自分たちにどんなことができるのかな。どんなことを残していったらいいのかな。若い方たちはこの祈念館を見て、今後自分たちが過去から現在の祈念館の展示を見て、どんなふうに平和を未来に繋げていくかっていうことを考えられるような、抽象的なんですけれども、そんな祈念館のあるためには、やはり専門性を持たれた方とか、ちょっと説明があるとないとではっていうお話もあったんですけれども、そういうこととか予算の関係もあるかもしれませんが、ビデオとかでそこにボタンを押すと説明がなされるとか、そんなようなことも考えたらいかがかなっていうのと、まだまだこの祈念館に関しましては、発展途上というところもまだまだ本当に暗中模索の中で行われてきたと思うので、あの皆様方のこれからいろんなご意見をいただきながら、よりよく特に小中学生若い方たちがこう見て、どういうふうに先輩たちの思いを繋いで、平和を構築していくっていうことも平和を守っていくかっていうところが考えられるような考え方であるといいなというふうに思います。以上です

(委員)

地域の近現代史をトピック的にパネルにされているものが大変興味深いと思います。やはり、資料収集委員会の方々の今までの研究の成果が積み上がっているもので、きっと他にはない平和祈念館この飯田ならではの祈念館の展示だなどと思っていました。今、皆様のご意見を伺うと、やはり時代背景全体のものがある、それがあるときっとよりわかりやすいのだろうなと思います。飯田下伊那は、空襲も何もなく、戦争遺跡はあまり残っていないというふうに思っていたのですけれども、爆弾三勇士の石造なんていうのはよく残っていたなど、そういうものを学ぶことによって、戦争遺跡を見せて考える。あの貴重なものだなんていうふうに思います。で、子どもたちにとって遠い昔の戦争の時代をどのように自分事として捉えて、考えることができるか。そのアプローチというのはとても難しいと思います。博物館の展示のあり方っていうものも、時代とともに変わってきているというふうにも思います。残虐なものを残虐なまま展示する、あったものをありのままに展示するというので、ちゃんと受け止めて考えることができるのかというと、そうではないというふうに思うんですね。で、特に731部隊などの話になると、加害の歴史というふうになるのですけれども、やはりそのあのように残虐な歴史というものを、受け止めるのは大変難しく、解きほぐしていくっていうんですかね、そういったような、作業が必要になるのではないかなと思います。ただ、やはり今の展示の資料を展示されるのであれば、先ほど別の委員の方がおっしゃったように、最低限の説明は必要になってくるのではないかなと思います。

(座長)

ありがとうございました。意見交換の時間がつきるところでございますが、若干私自身の感想と言いますか、皆様のご発言とだぶらない内容を申し上げますと、この平和祈念館も、専門の担当者の常駐と言いますかね。そういう担当がもちろんどういふふうになるかはご検討いただきたいわけですが、1人になるか、2人になるか、3人になるかいずれにいたしましてもですね、この平和祈念館に直接関わって、展示のガイドをしたり、あるいは資料の教材化をしたり、パネルを修復したり、あるいはテーマを考えて、まだたくさんある資料をどういふふう引き出しながら活用できるのかっていうことを具体的に研究しながら考えていただく方が、必要ではないかというふうに思いました。そのガイドもイヤホンガイドなんかやると40万50万円かかるかもしれませんが、スマホ音声ガイドってのもできるとのことでございますけれども、そういうふうな形のガイドも考えていくといいのではないかと思います。

それから、こちらに図書館がありますよね。あの図書館に「A」というコーナーがあります。戦争のあれこれの図書が閲覧できて、借りれるようになっておりますが、その図書館と有効な形で、その祈念館の展示を連動させながら活かしていく。祈念館ですべての展示ができるわけではございませんので、そういうようなところを考えていくことも大事じゃないかというふうに思います。平和ゼミナールはさらに続けていっていただきたいし、さらに、「平和祈念館通信」と言いますかやはり紙ベースであったり、ウェブサイトであったりと色々あるかと思いますが、歴史研究所で出してる「歴研ニュース」ような、なんか工夫しながら、ケアをしていくというようなことが大事じゃないかと、思っております。お手元に先ほどお話が別の委員の方からありましたアンケートをまとめた物が出ておりますので、事務局からご説明をお願いします。

(本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長)

平和祈念館来館者のアンケートのまとめをお手元にお配りさせていただきました。これは、あえて当初の資料に入れずに、今、配らせていただいたということでもあります。先入観持たずに、委員の皆様には、祈念館の方をご覧いただき、率直な意見をいただきたいというふうに思ったものですから、あえてこのタイミングでお配りしたということでございます。来館いただいた方、5月19日の開館以来、本年1月末まで入場者のカウントをしてないものですから、何人の方に見ていただいたのか、ちょっと把握しきれておりません。けれども、アンケートには、182人の方がお答えをいただいております。居住地区を見ていただきますと、飯田の方が多いわけでございますけれども、下伊那、県内、そしてその他ということで、東京圏、中京圏からもご来場いただき、ご観覧いただいた方が多くいらっしゃいます。年齢でございますけれども、社会人の方が一番多いわけでございますが、若い世代、小中、高大、そして社会人中にも10代、20代、30代という方々もいらっしゃいまして、そこらへんを足してみますと、41人の方というような形で若い方々のご意見をいただいております。

自由記述に関しましては、抜粋させていただいております。場所や施設に関してのご意見として、挙げさせていただきました。公の施設で、このような施設は珍しいですということで、ご評価をいただいた意見、また、次には平和について、子供や若者が知り、考えさせるような施設に育っていただきたい、小中学生にもっと見ていただきたい、若い世代の人に見てもらいたいという若い世代に向けて活用を進めてほしいといった意見もいただいております。また、今も委員の皆様からご意見いただきましたように、展示物そのものに関するご意見もいただいております。展示品の盗難等にも気を付けてほしいというようなご意見もいただきました。また図書館が横にあるわけでございますけれども、そこをたまたま利用することで、今回見ることができたというようなことで、しっかりPRをした方がいいというご意見もいただきました。また図書館機能と隣接しているということで、これを有効に活用していくことがいいのではないかとご意見もいただいております。展示内容のところでございますけれども、展示内容案内というところの1ポツ目でございますけれども、パネルの展示の内容について、どれも、なぜということが伝わるというようなご意見感想いただいております。今回パネルにそれぞれ吹き出しをつけて、問いを投げかけるようなしつらえでパネルを作らせていただいております。それを評価いただいたようなご意見かなというふうに考えております。めくっていただきました裏面でございます。展示の内容ということで、広島記念館なども見たけれども規模の違いもあるけれども、少し物足りなさを感じた。委員からもご意見いただきましたが、パネルの歪みが安っぽく見え、展示品が少なすぎるというようなところのご意見をいただいておりますし定期的な展示替えについてのご意見もいただいております。その下でありますけれども、731部隊についての展示が少ない。客観的な説明があってもいい。731部隊のことがよくわからない。ぜひ、詳しい説明をお願いしたいというようなご意見もいただきました。これにつきましては、遺品の展示をさせていただいておりますけれども、8月の報道以降これに関するご意見も増加してきておりますので、こういったことについても、検討をさせていただく必要があるかなと考えております。

平和についての感想ということで、様々ご活動をいただいております。ロシアウクライナに関しても、時節ならたまたまタイミングがあった形での平和祈念館のオープンとなったわけござ

いますけれども、きっかけとなって、深く考えることができたというようなご意見や、日本の現在の豊かさに改めて気付くことができた。1人1人の中に、いかに平和を作り出せることが大事かということを感じたというようなこと、様々ご意見をいただいております。こうしたご意見、それから委員の皆様方からのご意見も踏まえて、そういったことを繋いだ形で、いい展示内容というものを考えていきたいというふうに考えています。以上です。

(座長)

ありがとうございます。今のアンケートを含めまして、皆様からのご発言で出された感想や意見はそれぞれに共有できたと思います。話題の731部隊の展示をきちっとしたいというこの願いや思いも共有されたというふうに思います。

ただ、それをどのように文言化し、どのようなスペースでどのぐらい並べつけ、展示するかっていうのは、これからの課題になりますので、その辺のことについて、次回の検討委員会に向けて事務局の方から検討具体や方向性を示していただければ、良いのではないかというふうに思います。その他展示全般については、いくつもご意見も頂戴しております。時間の関係で、ここで逐一繰り返したり、ジャンル別にまとめたりということはいたしません。ただ1つ、資料等の情報、提供者の遺族の資料展示のことや個人名の掲載は、資料収集委員会の方々、本当にご苦労をされて先ほども話もありましたけれども、委員の中で話がありましたが、これだけ苦労して集めてとその後ご苦労話と言うと怒られるかもしれませんが、そういうご苦労話を、ぜひ展示とは別にしてまとめておいていただくといいのではないかというふうに思いますが、いずれにせよ、今、前段で申し上げたこと、飯田市として了解を得ているのかどうなんだってというのは、大事な点になんだと思います。お時間の都合で大幅にまとめてみました。そういうわけで、とにかく直近でできることはできると、年度末のお忙しいところでございますので、新年度で、中長期的にやっていくこととか、そんなふうなことも含めて、またご検討いただければありがたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

10 その他

(松下参与)

座長さんには、意見交換の進行大変難しい進行であったかと思いますが、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方から大変貴重な意見を、出していただきました。教育委員会として、今日のところのおさえもしておかなければならないので、改めて大きなくくりだけ申し上げますけれども、まず展示全体の構成についてのご意見をいただいたということ。また、展示内容そのものについてのご意見もいただいたということ。また解説の分かりやすさという点でのご意見もいただいたこと。また、トピックス展、企画展を含めた入れ替えを含めたその展示の計画についてのご意見をいただいたこと。小中学生の学習利用を考えた場合を想定した場合の改善点についても、ご意見をいただきました。ガイドの体制や、施設そのものの運営方法について、ご意見をいただきました。それと、ここを広く活かした学習のあり方についても、それぞれご意見をいただきました。さらに、広報の関係のご意見、そういった細かなところでは、そのパネルの材質改善というようなところもご意見をいただきました。以上、様々な角度からのご意見をいただ

きましたけれども、今後の会議については、次回をできますれば3月中もしくは、調整がつかなければ、4月の早い時期に日程調整させていただいて開催をさせていただきたいと思います。まず今日お出しをいただいた意見をしっかりと、記録に残し整理をさせていただいて、その中でこれから順繰りにご検討いただく内容をどのようにこう設定をしていくのかというところを、教育委員会の方で検討させていただいて、次回にはこういうテーマで検討いただきたいです。こんなようなスケジュールで検討いただきたいです。というところをお示しさせていただきたいとそんなふうに考えております。

任期2年ということをお願いしていますけれども、大変お忙しい中、会を重ねてお願いをしなければならない会議になりますけれども、ぜひご協力をいただければというふうに思います。それでは、時間の方を超過してしまいましたけれども、教育長の方から一言だけお願いいたします。

(教育長)

ありがとうございます。非常に様々な見方があるなということを改めて、実感したところがございます。いずれにしてもこの平和の大事さを子ども達に伝えていくためには、どういう伝え方が良いのか、皆様のご意見を整理させていただきながら、今後テーマごとに検討いただくというふうに進めてまいりたいと思っております。今日は、本当に疲れのところ、長時間にわたってありがとうございます。

11 閉会

(松下参与)

それでは以上をもちまして、第1回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会をこれにて終了させていただきます。誠にありがとうございました。

平和を次世代に語り継ぐ取組

飯田市平和祈念館

満蒙開拓平和記念館

参考

若者以上

公民館等での平和学習

高校生

ピースゼミ

飯田市平和祈念館見学

満蒙開拓平和記念館見学

中学生

未整理の資料の整理と活用

- ・ 中学 2 年生 (社会)
- ・ 小学 6 年生 (社会)
- ・ 小学 4 年生 (国語)
一つの花
- ・ 小学 3 年生 (国語)
ちいちゃんのかげおくり

小中学校が行う飯田市平和祈念館や満蒙開拓平和記念館での学習支援
(移動費、入館料等)

↑
展示内容
対象年齢
(小学 6
年生)

↑
展示対象年齢

小学生

青色現在実施中
緑今後実施予定

資料

2

731部隊とは（素案）

～731部隊に関する裁判所の判決文より～

以下内容は731部隊について裁判所が事実認定した内容です。

（1）最高裁判所 平成9年8月29日判決

事件番号：平成6年（オ）第1119号より

～前略～関東軍の中に細菌戦を行うことを目的とした「七三一部隊」と称する軍隊が存在し、生体実験をして多数の中国人等を殺害したとの大筋は、既に本件検定当時の学界において否定するものはないほどに定説化していたものというべきであり～以下略～



見本

判決文の詳細は
二次元コードから
ご覧ください。

（2）東京地方裁判所 平成14年8月27日判決

事件番号：平和9年（ワ）第16684号・平成11年（ワ）第27579号より

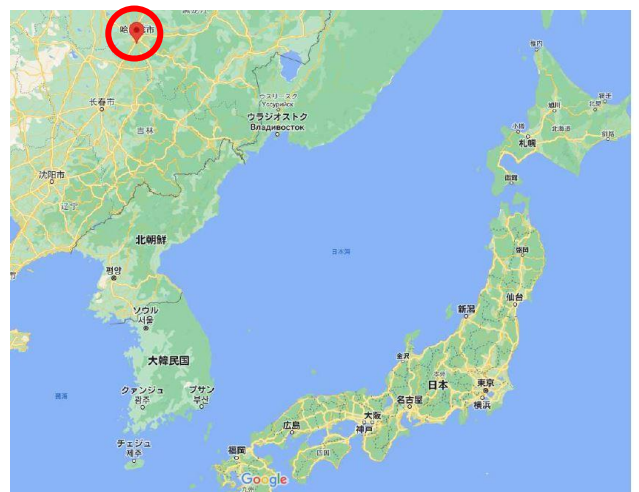
～前略～6（3）（ア）731部隊の前身は、昭和11年（1936年）に編成された関東軍防疫部であり、これが昭和15年（1940年）に関東軍防疫給水部に改編され、やがて731部隊の名で呼ばれるようになった。同部隊は、昭和13年（1938年）ころ以降中国東北部のハルビン郊外の平房に広大な施設を建設してここに本部を置き、最盛期には他に支部を有していた。同部隊の主たる目的は、細菌兵器の研究、開発、製造であり、これらは平房の本部で行われていた。また、中国各地から抗日運動の関係者等が731部隊に送り込まれ、同部隊の細菌兵器の研究、開発の過程においてこれらの人々に各種の人体実験を行った。～以下略～



見本

判決文の詳細は
二次元コードから
ご覧ください。

731部隊本部の位置（ハルビン）



Map data©2023 Google
地図データ©2023 Google

（1）最高裁判所 平成9年8月29日判決

結いなび IIDA へ掲載

事件番号：平成6年（オ）第1119号

以下、判決文の抜粋。

（前略）

本件は、上告人執筆に係る高等学校用日本史教科用図書「新日本史」（以下「本件教科書」という。）について、文部大臣が、昭和五五年度に申請された新規検定の際に右教科書の原稿本の記述（以下「原稿記述」という。）に対して修正意見及び改善意見を付したこと、昭和五八年度に申請された改訂検定の際に右教科書の改訂のための原稿記述に修正意見を付したこと並びに昭和五七年にされた正誤訂正申請を受理しなかったことが違憲、違法であるとして、文部大臣の右各行為によって精神的苦痛を被ったとする上告人が被上告人（国）に対し、国家賠償法一条に基づいて損害賠償を求めている事件である。

（中略）

原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

- （1）本件教科書二七七頁の脚注に「またハルビン郊外に七三一部隊と称する細菌戦部隊を設け、数千人の中国人を主とする外国人を捕らえて生体実験を加えて殺すような残酷な作業をソ連の開戦にいたるまで数年にわたってつづけた。」と書き加えようとする改訂検定の申請に対して、文部大臣は、七三一部隊のことは現時点ではまだ信用に堪え得る学問的研究、論文ないし著書が発表されていないので、これを教科書に取り上げることは時期尚早であり、選択・扱いの上で不適切であるとの理由により、右原稿記述を全部削除する必要がある旨の修正意見を付した。
- （2）そのため、上告人は、右原稿記述を全部削除した。

（中略）

原審認定の前期事実によると、（中略）原審が、本件検定当時、七三一部隊の存在等を否定する見解があったことを認定していないことに照らせば、本件検定当時、これを否定する学説は存在しなかったか、少なくとも一般には知られていなかったものとみられる。（中略）関東軍の中に細菌戦を行うことを目的とした「七三一部隊」と称する軍隊が存在し、生体実験をして多数の中国人等を殺害したとの大筋は、既に本件検定当時の学界において否定するものはないほどに定説化していたものというべきであり（中略）、文部大臣が（中略）修正意見を付したことには、その判断の過程に、検定当時の学説状況の認識及び旧検定基準に違反するとの評価に看過し難い過誤があり、裁量権の範囲を逸脱した違法があるというべきである。

（後略）

URL:https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52529



判決文全文は
二次元コードもしくは
URL よりご覧くだ
さい。

(2) 東京地方裁判所 平成14年8月27日判決

結いなび IIDA へ掲載

事件番号：平成9年（ワ）第16684号・平成11年（ワ）第27579号

以下、判決文の抜粋。

（前略）

本件は、中華人民共和国国民である原告ら（第1事件原告108人、第2事件原告72人、合計180人）が、被告が第2次世界大戦中に中国大陸において当時の国際法に違反する細菌兵器を使用した戦闘行為（以下「細菌戦」という。）を731部隊等の細菌戦部隊に実行させて一般住民である原告らにその親族を殺傷し、同大戦後は違法に救済措置立法を怠り、また細菌戦の事実を隠蔽したことによって原告ら又は承継前原告ら等に多大の精神的損害を与えた旨を主張して、被告に対し、謝罪文の交付及び官報掲載（謝罪）と慰謝料（原告1人について1000万円）の支払とを求めた事案である。

（中略）

当裁判所として本件の各証拠を検討すれば、少なくとも次のような事実は存在したと認定することができる（認定に供した証拠は、省略。）。

(ア) 731部隊の前身は、昭和11年（1936年）に編成された関東軍防疫部であり、これが昭和15年（1940年）に関東軍防疫給水部に改編され、やがて731部隊の名で呼ばれるようになった。同部隊は、昭和13年（1938年）ころ以降中国東北部のハルビン郊外の平房に広大な施設を建設してここに本部を置き、最盛期には他に支部を有していた。同部隊の主たる目的は、細菌兵器の研究、開発、製造であり、これらは平房の本部で行われていた。また、中国各地から抗日運動の関係者等が731部隊に送り込まれ、同部隊の細菌兵器の研究、開発の過程においてこれらの人々に各種の人体実験を行った。

（中略）

(イ) 1940年（昭和15年）から1942年（昭和17年）にかけて、731部隊や1644部隊等によって、次のa、f、g、hのとおり中国各地に対し細菌兵器の実戦使用（細菌戦）が行われた。

a 衢州（衢州）

(a) 1940年（昭和15年）10月4日午前、日本軍機が衢州上空に飛来し、小麦、大豆、粟、ふすま、布きれ、綿花などとともにペスト感染ノミ（小袋に入ったものもあった。）を空中から撒布した。

（中略）

f 寧波

(a) 1940年（昭和15年）10月下旬、日本軍機が寧波上空に飛来し、中心部の開明街一帯にペスト感染ノミ（後にインドネズミノミと鑑定された。）の混入した麦粒を投下した。

（中略）

g 常德

(a) 1941年（昭和16年）11月4日、731部隊の日本軍機が常德上空に飛来し、ペスト感染ノミと綿、穀物等を投下し、これが県城中心部に落下した。

（中略）

h 江山

（a）日本軍は、1942年（昭和17年）6月10日ころから江山県城を占領し、約2か月後に撤退したが、この撤退の際、コレラ菌を使用した細菌戦を実行した。その方法は、主として、井戸に直接入れる、食物（餅状のもの）に付着させる、果物に注射するなどというものであった。

（中略）

前記認定の旧日本軍による中国各地における細菌兵器の実戦使用（本件細菌戦）がジュネーブ・ガス議定書にいう「細菌学的戦争手段の使用」に当たることは上記イに説示したとおりであるから、被告には本件細菌戦に関しヘーグ陸戦条約3条の規定を内容とする国際慣習法による国家責任が生じていたと解するのが相当である。

（中略）

以上のとおりであって、本件細菌戦による被害は誠に悲惨かつ甚大であり、旧日本軍による当該戦闘行為は非人道的なものであったとの評価を免れないと解されるものの、法的な枠組みに従って検討する限り、被告の国会に国家賠償法1条1項にいう違法な立法不作為があるとはできない。

（後略）

URL: https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=5795



判決文全文は
二次元コードもしくは
URLよりご覧ください。